

15 専門学校卒業生の学士号に関する質問主意書に対する答

弁書 (昭和二年三月)

昭和二年三月十九日

内閣総理大臣 若槻禮次郎 (印)

文部大臣 岡田良平殿

(注記1) 別紙衆議院議員山下谷次提出質問書ハ貴省主管ノ件ニ付右謄本
(注記2) 回付ス
(注記3)

山下谷次提出専門学校卒業生ノ学士号ニ関スル質問主意書

右議院法第四十九条ニ依リ及転送候也

昭和二年三月十九日

衆議院議長 粕谷義三

内閣総理大臣 若槻禮次郎殿

衆議院書記官長 中村藤兵衛

昭和二年三月十日提出
質問第四二号

専門学生卒業生ノ学士号ニ関スル質問主意書

右成規ニ拠リ提出候也

昭和二年三月十四日

提出者 山下谷次

賛成者

(下 札)

篠原和市 安藤正純 秦 豊助 植原悦二郎

山本慎平 二本 洵 本田義成 磯部 尚

中島守利 川口義久 今井健彦 原 惣兵衛

木暮武太夫 青木精一 石坂豊一 猪野毛利榮

牧野良三 高井商二 井上孝哉 山口義一

井口延二郎 砂田重政 土井權大 古川 清

志賀和多利 田中定吉 佐々木長治 小野義一

三善清之 熊谷 巖 来栖七郎 坂井大輔

高橋熊次郎 加藤知正 吉良元夫

専門学校卒業生ノ学士号ニ関スル質問主意書

専門学校卒業生ニ対シ其ノ待遇同一ナラサルハ如何ナル理由ナ
ルヤ左ノ各項ニ付之カ答弁ヲ求ム

一 大学令施行以後ハ各専門学校ニ対シ学士号ヲ付与セサル方
針ナルヤ

二 大学令施行以後各専門学校卒業生ニ対シ学士号ヲ付与セサ
ル方針ナリトセハ何故ニ左記ノ専門学校ニハ之ヲ許スカ

日本大学歯科学専門部

九州齒科医学専門学校

東洋女子齒科医学専門学校

東京女子齒科医学専門学校

三 前記各専門学校卒業生ノ学士号ヲ既ニ許シタリトセハ明治
薬学専門学校其ノ他ニ対シ何故学士号ノ付与ヲ許ササルカ
四 大学令施行以後ニ許シタル各専門学校卒業生ノ学士号ハ今
後如何ニスル考ヘナリヤ

五 同一程度ノ学校ニ対シ一ハ学士号ヲ許シ他ハ之ヲ許ササル
ハ不公平ナラスヤ
右及質問候也

昭和二年三月二十三日

(加筆) (丸書)

(注記4)

学務課長

(加筆)

次官

(松浦)

(注記5)

専門学務局長

(栗屋)

(注記7)

(注記6)

案

年月日

文部大臣

内閣総理大臣宛

(注記8)

専門学校卒業生ノ学士号ニ関スル質問ニ対スル答弁書送付
ノ件

衆議院議員山下谷(次)(加筆)〔氏〕(抹消)(加筆)〔君〕氏提出ニ係ル専門学校卒業生

ノ学士号ニ関スル質問ニ対スル答弁書別紙ノ通送付致〔シタル

ニ付可然御取計ヲ乞フ〕(候也)

(省ク)(加筆)
(昭和二年三月十九日) 衆議院議員山下谷次〔氏〕(抹消)(加筆)〔君〕ヨリ

提出ノ専門学校卒業生ノ学士号ニ関スル質問ニ対スル答弁
書

一、専門学校卒業生ハ大学令第十条ニ依ル学士号ヲ称フルコト
ヲ得サルモノトス

二、専門学校卒業生カ当該学校学則ノ定ムル所ニ依リ大学令第
十条ニ依ル学士号ト認ムヘキ以外ノ称号ヲ称フルハ別ニ支障

ナキ所ニシテ文部省ニ於テハ取扱上差別ヲ設クル意思ナシ
三、前二項ニ依リ質問ノ他ノ部分ハ自ラ明瞭トナリタルヲ以テ
質問各項ニ対スル答弁ハ之ヲ省略ス

右及答弁候也

年月日

文部大臣

(注記1)

「文部省 昭和2・3・22 官専63号」

(注記2)

「と一」

(注記3)

「四」(簿冊内件名番号)

(注記4)

「文部省 官専63号 年月日」

(注記5)

「裁決定 3月23日」

(注記6)

「三月廿三日 発送済」(管下)

(注記7)

「記録掛 2・9・16」

(注記8)

「完結」

(下札)

(有原) ①類別 と一二ノ聯繫 / 登録追加 / 件名 内閣回付(山下谷)

次提出〕専門学校卒業生ノ学士号ニ関スル質問〔三対スル〕〔(抹消)並本(加筆)〕
省〕答弁書ノ番号 官專六三ノ結了年月日 昭二、三、二三ノ保
存年限 ムキノ枚数 6

〔昭9ノ22年 帝國議會交渉総規・昭2ノ13年 寄附、褒賞総規・昭9年 訴願、請願、建議総規〕文部省⑤ 3A.32-5.2372